

諫早市議会災害対策支援本部設置要綱の制定について

1 背景

我が国は、その位置、地形、地質や気候等の自然的条件から災害が発生しやすい国土であり、地震に限らず、豪雨、台風などの被害が頻繁に発生している。

特に、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災や平成23年3月11日の東日本大震災は人的にも物的にも未曾有の被害をもたらした。

また、本市においては、昭和32年7月25日の諫早大水害や昭和57年7月23日の長崎大水害で大きな被害を受けるなど、災害（大雨）常襲地域である。

災害対策基本法では、国には、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命があり、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有している。また、都道府県、市町村は、当該団体の地域と住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、法令に基づいてそれを実施する責務を有しており、本市においても必要に応じ、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されることとなっている。

しかしながら、二元代表制の一翼を担う地方公共団体の議会は、災害対策基本法上も地域防災計画上もなんなら位置づけがなされておらず、市警戒本部、市対策本部等への関与が全くないのが現状である。

このことから、大規模災害の発生直後、応急時、復興段階等において、議会が取り組むべき災害対策が求められるようになり、現在、複数の地方議会において、議会独自の災害対策対応指針や災害対策支援本部等の設置がなされ、市の災害対策本部等への協力・支援体制を確立する動きが徐々に浸透してきている。

冒頭のように、本市は災害（特に風水害）の被害を受けやすい地域であり、市議会としての役割も踏まえ、市の執行部や関係機関とともに防災活動や災害対策、支援活動に積極的に取り組む必要がある。

2 目的

本市において、風水害や地震等の災害が発生したときに、本市議会が市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、災害時における議員としての役割・行動を明確にするため、諫早市議会災害対策支援本部設置要綱を定める。

3 設置時期

平成28年4月1日

